

2

保障見直し・終身保障変更に

ベストスタイル

メディカルスタイル F

2024年1月改訂

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

保障見直しのしおり
終身保障変更のしおり

MY
Web 約款

保障見直しのしおり・終身保障変更のしおりや特約条項の全文は、当社ホームページ（裏表紙参照）の「MY Web約款」から閲覧いただけます（16ページ「『MY Web約款』について」をご覧ください）。

保障見直しのしおり・終身保障変更のしおりや特約条項の全文が印刷された冊子をご希望される場合は、当社の担当者までご連絡ください。

明治安田生命

はじめに

この冊子には、「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」の保障見直し制度・終身保障変更制度の

ご利用に伴う大切なことがらが記載されています。

内容を十分にご確認のうえ、保障見直し・終身保障変更をお申し込みいただくようお願いいたします。

また、保障見直し・終身保障変更後は、この冊子を大切に保管してください。

冊子の構成

この冊子は、次の部分で構成されています

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

保障見直し制度・終身保障変更制度のご利用に際して、特にご注意ください事項や不利益となる事項を説明しています

この冊子に
記載しています

1
ページ

保障見直しのしおり 終身保障変更のしおり

保障見直し制度・終身保障変更制度について知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています

この冊子に一部を
記載しています

15
ページ

特約条項

ご契約の内容を記載した、特約条項を掲載しています

MY
Web 約款

当社ホームページ(裏表紙参照)の「MY Web約款」から閲覧

いただけます。

閲覧方法は、「『MY Web約款』について」(P.16)をご覧ください

普通保険約款(ご契約に適用される基本的な事項)および見直しの対象としなかった特約はそのまま続きます。普通保険約款および継続する特約については、ご加入時または特約付加時の冊子、普通保険約款・特約条項をご参照ください。

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、保障見直し制度・終身保障変更制度のご利用に際して特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
 - ④ 保険金などをお支払いできない場合 ⇨ P. 8
 - ⑥ 解約と返戻金 ⇨ P.11
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。
 - ⑧ 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした保障見直し・終身保障変更 ⇨ P.12

保障見直し・終身保障変更の際には、以下も必ずご確認ください

- 「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」「ご契約のしおり 定款・約款」
お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。
- 「保障見直し保険設計書（契約概要）」「終身保障変更保険設計書（契約概要）」
ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

目次

	保障見直しと終身保障変更にあたって	3 ページ
1	保障見直し・終身保障変更のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)	4 ページ
2	健康状態や職業などの告知	4 ページ
3	保障の開始	7 ページ
4	保険金などをお支払いできない場合	8 ページ
5	猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い (失効、失効取消、復活)	9 ページ
6	解約と返戻金	11 ページ
7	保障見直し・終身保障変更	11 ページ
8	現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした 保障見直し・終身保障変更	12 ページ
9	ご契約者と相互会社との関係	12 ページ
10	保険金額などが削減される場合	13 ページ
11	保険金などのご請求	13 ページ
12	その他、ご注意いただきたい事項	14 ページ

あわせて「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」「ご契約のしおり
定款・約款」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」の各項目も
ご覧ください。

保障見直しと終身保障変更にあたって

- 保障見直し制度と終身保障変更制度には、以下のような違いがあります。相違点をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。

	保障見直し制度	終身保障変更制度
主なしくみ	付加されている特約を新たな特約に見直すことなどができる制度です	保険期間が有期の所定の特約を、保険期間が終身の特約に変更することができる制度です
告知のお取扱い	健康状態や職業などについて告知が必要です	告知は不要です
支払いの限度	女性がん・上皮内新生物診断保険金、早期発見・治療支援給付金、重症化予防支援保険金、重度疾病保険金の支払限度について、見直前特約の支払回数と見直後特約の支払回数を通算します	新・入院特約から終身入院特約への変更の場合、入院給付金の支払限度について、新・入院特約における支払日数を終身入院特約の支払日数に通算します
保障の開始	中途付加日から見直後特約上の保障が開始されます	変更日から変更後特約の保障内容に変更されます。 ただし、保険金などのお支払いなどにあたっては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間は継続した保険期間として取り扱います



保障内容の見直しにあたって

- 「保障見直し制度」のご利用の際には、告知義務があります。
 - ⇒告知に関する注意事項は、**②健康状態や職業などの告知** (P.4 - P.6)をご確認ください。
- 「保障見直し制度」、「終身保障変更制度」ご利用の他に「契約転換制度」「追加契約」という方法もあります。また、保険金額などを減額する方法などもあります。
 - ⇒詳細は「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」**保障見直し・終身保障変更にあたって**【保障内容の見直しをご検討されている方へ】をご確認ください。

「メディカルスタイル F」から「ベストスタイル」への保障見直しについて

- 「保障見直し制度」のご利用によって、死亡保障や介護保障のある特約を付加するなど、所定の要件を満たした場合、ご契約（商品名）は、「メディカルスタイル F」から「ベストスタイル」に変わります。
- 「メディカルスタイル F」ご加入時または特約付加時の「ご契約のしおり 定款・約款」「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」もあわせてご確認ください。

1 保障見直し・終身保障変更のお申込みの撤回 または解除（クーリング・オフ制度）

- 保障見直し・終身保障変更については、お申込みの撤回または保障見直しにより中途付加された特約の解除、および終身保障変更により変更された特約の解除のお取扱いはできませんのでご注意ください。

2 健康状態や職業などの告知

保障見直し制度・終身保障変更制度をご利用の場合の告知について、ご確認ください。

2-① 保障見直し 制度をご利用の場合

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 保障見直し制度のご利用にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 診査医扱いの場合には、当社指定の医師が口頭でおたずねすることについても同様にありのままを正確にもれなく告知ください。



- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴などがあるお客さまのお引受けについて

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態に応じてご契約のお引受けの判断を行なっております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。
- 見直後特約のお引受けについては、告知内容などから、特別な条件を付けてお引受けすること（保障見直しの際の特別条件は、見直後特約についてのみ適用されます）や、お断りすることもあります。



- 傷病歴などを告知された場合は、後日、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

- 当社では、傷病歴などのある方への引受範囲を拡大した医療保険を販売しております。この商品は、当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて保険料が割増しされる場合などがあります。詳しくは、当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご確認ください。

告知の内容が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、見直後特約の責任開始日（復活のお取扱いがあるご契約において、復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として見直後特約を解除することがあります。



- 責任開始日（復活のお取扱いがあるご契約において、復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日）から2年を経過していても、保険金などをお支払いする事由または特約保険料のお払込みを免除する事由が、2年以内に生じていた場合には、見直後特約を解除することがあります。
- 見直後特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、保険金などをお支払いすることはできません。また、特約保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みの免除はできません。

- 上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合は、詐欺による取消しを理由として、**保険金などのお支払いや特約保険料のお払込みの免除ができません。**この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払い込みいただいた特約保険料は払い戻しません。**

②-② 終身保障変更 制度をご利用の場合

- 終身保障変更制度のご利用に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。

②-③ 保障見直し ・ 終身保障変更 共通の注意事項について

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、お申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約者・被保険者・受取人に電話や訪問のうえ、お申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。



- 電話確認の内容は、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合があります。
- 事前のアポイントなしに訪問させていただく場合があります。
- 訪問・電話確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

3 保障の開始

保障見直し制度・終身保障変更制度をご利用の場合、保障の開始について、下記をご確認ください。

3-① 保障見直し 制度をご利用の場合

- お申し込みいただいた保障見直しを当社が承諾した場合には、次のとおり定まる中途付加日から、見直後特約上の保障が開始されます。

告知と保障見直しのお申し込みがともに完了した日	中途付加日 (見直後特約の保障が開始する日)
当月1日から15日まで	翌月1日
当月16日から当月末日まで	翌々月1日

3-② 終身保障変更 制度をご利用の場合

- お申し込みいただいた終身保障変更を当社が承諾した場合には、次のとおり定まる変更日から、変更後特約の保障内容に変更されます。

終身保障変更のお申し込みがあった日	変更日 (変更後特約の保障内容に変更される日)
当月1日から15日まで	翌月1日
当月16日から当月末日まで	翌々月1日

- 保険金などのお支払いまたは特約保険料のお払込みの免除などにあたっては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間は継続した保険期間として取り扱います。



- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保障見直し・終身保障変更手続きの媒介を行なう者で、保障見直し・終身保障変更手続きの代理権はありません。したがって、保障見直し・終身保障変更は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできません

- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など
- 免責事由に該当する場合
 - 例) ・責任開始日から3年以内における被保険者の自殺
 - ・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人の故意または重大な過失 など
- 告知義務違反による解除の場合
- 重大事由による解除の場合
 - 例) ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など
- 詐欺による取消し、保険金などの不法取得目的による無効の場合
- ご契約が失効した場合*
 - * 失効が取り消された場合を除きます。

☑ 追加でご確認ください

以下の特約は、上記に加えて、次の取扱いとなります。

- がん保障特約（2023）、がん・上皮内新生物保障特約、特定自費診療がん薬物治療保障特約、がん検診支援給付金付女性がん保障特約（2023）、がん保険料払込免除特約は、お支払いやお払込みの免除の対象となる悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定された時期が、特約の責任開始日から90日以内の場合、保険金のお支払いや特約保険料のお払込みの免除はできません。
- 先進医療保障特約のお支払いの対象となる先進医療は、被保険者が治療を受けた時点で厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関に該当する場合があります。
- 特定自費診療がん薬物治療保障特約のお支払いの対象となる所定の病院等・自費診療による特定の薬物治療は、被保険者が薬物治療を受けた時点で当社所定の条件に該当する場合があります。
- 特定自費診療がん薬物治療給付金のご請求を希望される場合は、必ず薬物治療を受ける前に当社の担当者などにご連絡ください。



- ・保険金などをお支払いできない場合については、「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」をあわせてご確認ください。

5

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（失効、失効取消、復活）

猶予期間とご契約の失効

- 保険料は払込期月内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。
- 保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います（失効）。その後、ご契約の復活日の前に支払事由が発生しても、保険金などのお支払いはできません*1・2。

*1 失効が取り消された場合を除きます。

*2 契約日が2023年10月1日以前のご契約のみ、失効取消可能期間経過後、復活を申し込むことができます。



● 自動振替貸付のお取扱いがあるご契約*3において、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめ自動振替貸付を希望されない旨のお申し出がない限り、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率*4（複利）で利息がかかります。

*3 契約日が2023年10月2日以降のご契約には自動振替貸付のお取扱いはありません。

*4 この利率は金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合に変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

ご契約の失効取消

- ご契約が失効した場合、失効取消可能期間（失効日からその日を含めて2ヵ月間）中に未払込保険料をお払い込みいただいたときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます。
- 失効取消のお申し出にあたっては、改めて告知をしていただく必要はありません。
- ご契約の失効中に保険金などの支払事由が発生した場合でも、失効が取り消されたときには、保険金などをお支払いします。
- 失効取消のお申し出の前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。
- **ご契約の失効後、失効取消可能期間を経過した場合は、有効な状態に戻すことはできません（復活のお取扱いはありません）*5。**

*5 契約日が2023年10月1日以前のご契約のみ、失効取消可能期間経過後、復活を申し込むことができます。

ご契約の復活

- **契約日が2023年10月2日以降のご契約は復活のお取扱いがないため、失効取消可能期間経過後は、有効な状態に戻すことはできません。**2023年10月1日以前のご契約のみ復活を申し込むことができます。

- ご契約の失効後3年以内*⁶・⁷であれば、復活を申し込むことができます。
 - *6 特別な条件を付けてご契約いただいた場合は、ご契約の失効後2年以内となります。
 - *7 失効取消可能期間中は除きます。
- お申込みに際しては、改めて告知（ご契約によっては当社指定の医師による診査）をしていただきます。なお、健康状態などによっては復活できないこともあります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と未払込保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約と返戻金

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約時の返戻金は、多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 返戻金の額は、特約の種類、被保険者の年齢・性別、ご契約の経過年月数などによって異なります。特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金は**多くの場合全くないか、あってもごくわずかです。**

☑ 追加でご確認ください

以下の特約は、上記に加えて、次の内容についてもご確認ください。

- 介護サポート終身年金特約*および終身入院特約は、保険料払込期間中の返戻金はありません。また、保険料払込期間満了後の返戻金額は死亡給付金額を限度とします。

*ベストスタイル（ベストスタイルJr.を除く）に付加できる特約です。

7 保障見直し・終身保障変更

- 見直前特約と見直後特約、または変更前特約と変更後特約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、**見直前特約・変更前特約の保障内容が見直後特約・変更後特約では保障されないことがあります。**
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「見直後特約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。*
 - 詐欺による取消しの規定などについても、見直後特約・変更後特約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - 告知が必要な傷病歴などがある場合は、見直後特約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために見直後特約が解除・取消しとなることもあります。*
- * 終身保障変更制度ご利用時には告知は不要のため、告知に関する項目は対象外です。

8

現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした保障見直し・終身保障変更

- 解約・減額されますと、多くの場合、返戻金は**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権等を失うことになる場合があります。**
 - 保障見直し後・終身保障変更後のご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては**保険料が引き上げられる場合があります。**
 - 現在のご契約と保障見直し後・終身保障変更後のご契約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、**現在のご契約の保障内容が保障見直し後・終身保障変更後のご契約では保障されないことがあります。**
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「見直後特約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。*
 - 詐欺による取消しの規定などについても、見直後特約・変更後特約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - 告知が必要な傷病歴などがある場合は、見直後特約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために見直後特約が解除・取消しとなることもあります。*
- * 終身保障変更制度ご利用時には告知は不要のため、告知に関する項目は対象外です。



- 現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください。
- 解約される保険契約が「MYミューチュアル配当」の対象商品であったとしても、当該保険契約の「ミューチュアル・ポイント」は保障見直し後・終身保障変更後のご契約に引き継がれません。

9

ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
 - 相互会社ではご契約者が「社員」*となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。
- * 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

10

保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

11

保険金などのご請求

- 保険金などの支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合などには、すみやかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
⇒ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- 死亡時の給付金がないご契約であっても、配当金などをお支払いすることがありますので、被保険者が死亡した場合は必ず当社までご連絡ください。

指定代理請求制度（被保険者請求サポート制度）について

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人からご請求いただけます。
- **ご契約者は、指定代理請求人に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。**

12 その他、ご注意いただきたい事項

ご住所などを変更された場合

- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）について

- ご契約者が、自らご契約に関するお手続きを行なうことができない特別な事情がある場合、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。**
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

契約者貸付制度について

- 契約者貸付制度は、終身保険特約を付加した場合のみご利用いただけます。

死亡給付金について

- 介護サポート終身年金特約*および終身入院特約の保険料払込期間には、一生お払い込みいただく終身と一定期間で満了する有期があります。
- 保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間中の死亡給付金はありません。

*ベストスタイル（ベストスタイルJr.を除く）に付加できる特約です。

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については、コミュニケーションセンターへご連絡ください。連絡先は、この冊子の裏表紙に記載しています。
- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は、この冊子の裏表紙をご確認ください。

保障見直しのしおり 終身保障変更のしおり

説明事項ご確認のお願い

「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」には、保障見直し制度・終身保障変更制度のご利用に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。この冊子には、「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」の一部を記載しております。全文は当社ホームページの「MY Web約款」にてご確認ください。

特に

- 保障見直し制度／終身保障変更制度
- 健康状態や職業などの告知
- 保障の開始
- 保険金などをお支払いできない場合
- 解約と返戻金

などは、保障見直し制度・終身保障変更制度のご利用に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたらコミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

「MY Web約款」の閲覧には、「商品名」と「中途付加日／変更日」が必要です。後ほどお送りする「保障見直し手続き完了のお知らせ」または「終身保障変更手続き完了のお知らせ」等をご確認ください。

※確認いただいた内容は、以下にご記入ください

商品名（保険種類）	中途付加日／変更日
	(西暦) 年 月 日

普通保険約款（ご契約に適用される基本的な事項）および見直しの対象としなかった特約はそのまま継続します。普通保険約款および継続する特約については、ご加入時または特約付加時の冊子、普通保険約款・特約条項をご参照ください。

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、保障見直しのしおり・終身保障変更のしおりや特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

① 当社ホームページ トップページ

- ・当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- ・別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- ・閲覧に際しては、商品名と中途付加日・変更日が必要です。
- ・当社ホームページは明治安田生命で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田生命

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

② MY Web約款 トップページ

- ・ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】の場合

- ・中途付加日・変更日を選択のうえ、中途付加日・変更日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- ・入力した中途付加日・変更日に「MY Web約款」で特約条項等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当する商品を選択してください。

【商品名から探す】の場合

- ・「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- ・該当する商品を選択してください。
- ・特約条項等の改正に応じて期間が分かれていますので、中途付加日・変更日が含まれる期間を選択してください。

③ 約款等 閲覧画面

- ・商品名および中途付加日・変更日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ・ご覧になる特約条項等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」をお読みいただくにあたって

○スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、お申込みの保険商品の二次元コードから「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」をご確認いただけます。

<p>5年ごと配当付 組立総合保障保険</p>	<p>進化する保険 ベスト  スタイル (保障見直し)</p>	
<p>5年ごと配当付 組立総合保障保険</p>	<p>進化する医療保険 メディカル  スタイル[®] (保障見直し)</p>	
<p>5年ごと配当付 組立総合保障保険</p>	<p>進化する保険 ベスト  スタイル (終身保障変更)</p>	
<p>5年ごと配当付 組立総合保障保険</p>	<p>進化する医療保険 メディカル  スタイル[®] (終身保障変更)</p>	

主な用語のご説明

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●➡の用語もご参照ください。

か

給付金

【きゅうふきん】

➡[保険金／給付金]

契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や年齢の計算の基準日になります。

告知／告知義務／告知義務違反

【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】

被保険者の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことごとについて、事実をありのままに報告していただくことを告知とといいます。保険契約の申込みなどの際、**保険契約者**および被保険者にはこの告知を行なう義務（告知義務）があります。その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として保険契約を取消したりすることがあります。

さ

失効

【しっこう】

保険料のお払込みの**猶予期間**を過ぎても**保険料**のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

➡[払込期月] [復活]

失効取消

【しっこうとりけし】

保険契約が**失効**した後、失効日から2ヵ月以内に未払込**保険料**を払い込むことで、失効日にさかのぼって失効を取り消し、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

支払事由

【しはらいじゆう】

保険金などが支払われる場合のことをいいます。**被保険者**の死亡などがこれにあたります。

➡[免責事由]

社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金のことをいいます。

診査

【しんさ】

診査医扱いのご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。

責任開始時／責任開始日

【せきになかいしじ／せきになかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を実責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日とといいます。

は

配当金

【はいとうきん】

➡[社員配当金]

払込期月

【はらいこみぎげつ】

保険料をお払い込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

- 新年掛：年単位の契約応当日
- 新半年掛：半年単位の契約応当日
- 月掛：月単位の契約応当日

被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合などに**保険金**などが支払われます。

復活

【ふっかつ】

保険契約が**失効**した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて**告知**をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに**保険契約者**にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険金受取人

【ほけんきんうけとりじん】

保険金を受け取る人のことをいい、死亡保険金受取人は**保険契約者**が指定します。

保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が死亡などの**支払事由**に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（**保険料**のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険料

【ほけんりょう】

保険金などの対価として**保険契約者**からお払い込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が**支払事由**に該当された場合でも、契約後3年以内の自殺などのケースでは**保険金**などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

猶予期間

【ゆうよきかん】

払込期月内に**保険料**のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に**保険料**のお払込みがないと保険契約は解除となりまたは**失効**します。

予定利率

【よていりりつ】

保険料は、将来見込まれる資産運用の収益をあらかじめ割り引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といえます。

お電話によるお問い合わせ窓口

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜（除く祝日・年末年始） 9:00～18:00
土曜（除く祝日・年末年始） 9:00～17:00

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

〈本社〉〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

〈電話〉03-3283-8111(代表)

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命

検索

